

きらばし銀行 貸金庫規定（新旧対照表）

改定後	改定前
<p>1.（格納品の範囲） (1)～(2)（省略） (3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2.（利用目的の確認） <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。借主から利用目的の申出が適切に行われなかった場合は、当行は貸金庫の利用を制限することができるものとします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、当行は、貸金庫室内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>3.（契約期間等） （省略）</p> <p>4.（利用料） （省略）</p>	<p>1.（格納品の範囲） (1)～(2)（省略） (3) <u>（追加）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2.（契約期間等） （省略）</p> <p>3.（利用料） （省略）</p>

改定後	改定前
<p>5. (鍵の保管) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主の届出の印章および当行行員の印章により封印し、当行が所定の方法で保管します。なお、正鍵の複製はできません。</p> <p>6. (貸金庫の開閉等) (省略)</p> <p>7. (届出事項の変更等) (省略)</p> <p>8. (印章、鍵、利用カードの喪失時等の取扱い) (省略)</p> <p>9. (成年後見人等の届出) (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等) (省略)</p> <p>11. (【カード式貸金庫】の暗証照合) (省略)</p> <p>12. (損害の負担等) (省略)</p> <p>13. (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の利用申込をおことわりするものとします。</p>	<p>4. (鍵の保管) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。(追加)</p> <p>5. (貸金庫の開閉等) (省略)</p> <p>6. (届出事項の変更等) (省略)</p> <p>7. (印章、鍵、利用カードの喪失時等の取扱い) (省略)</p> <p>8. (成年後見人等の届出) (省略)</p> <p>9. (印鑑照合等) (省略)</p> <p>10. (【カード式貸金庫】の暗証照合) (省略)</p> <p>11. (損害の負担等) (省略)</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の利用申込をおことわりするものとします。</p>

改定後	改定前
<p>1 4. (解約等)</p> <p>(1) この契約は借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合下記のものを持参し、当行所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。</p> <p>【一般貸金庫】 正鍵および届出の印章。</p> <p>【カード式貸金庫】 正鍵、利用カードおよび届出の印章。なお、正鍵、利用カード、または届出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときでも同様とします。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p>	<p>1 3. (解約等)</p> <p>(1) この契約は借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合下記のものを持参し、当行所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。</p> <p>【一般貸金庫】 正鍵および届出の印章。</p> <p>【カード式貸金庫】 正鍵、利用カードおよび届出の印章。なお、正鍵、利用カード、または届出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときでも同様とします。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥～⑩ <u>(追加)</u></p>

改定後	改定前
<p><u>⑩ 上記⑥から⑨までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの利用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>15. (貸金庫の修繕、移転等) (省略)</p> <p>16. (緊急措置) (省略)</p> <p>17. (譲渡、転貸等の禁止) (省略)</p> <p>18. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの<u>掲載による公表</u>その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(3) (省略)</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの利用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>14. (貸金庫の修繕、移転等) (省略)</p> <p>15. (緊急措置) (省略)</p> <p>16. (譲渡、転貸等の禁止) (省略)</p> <p>17. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示</u>、当行ウェブサイトへの<u>掲示</u>その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>

以上